

監査規則

(2018年7月30日 制定)

(2020年4月24日 一部改正)

(目的)

第1条 本規則は、定款第17条に基づき協会が行う監査に関して必要な事項を定める。

(監査員)

第2条 監査は、協会の職員のうちから会長が任命した監査員がこれに当たる。

(監査の実施方法)

第3条 監査は、会員の営業所又は事務所において行う実地監査及び会員から協会に提出する書類に基づき行う書類監査とする。

(予告)

第4条 監査を行う場合は、会員に対し、あらかじめ監査の日時、実施方法及び監査員の氏名等を通知するものとする。ただし、事務局長が必要と認めるときは、その通知をしないことができる。

(監査員の権限)

第5条 監査員は、会員に対し、監査事項に関係のある帳簿書類その他の物件の提示、閲覧若しくは資料の提出又は事実の説明を要求することができる。

(監査員の守秘義務等)

第6条 監査員は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 監査に当たっては、常に穏健、冷静な態度を保持し、品位と信用を保つこと。
- (2) 監査は、全て事実に基づいて能率的に行うとともに、事実の認定、意見の表明を行うに当たっては、常に公正であること。
- (3) 職務上知り得た事項を、正当な事由なく他に漏らさないこと。

(監査員証の提示)

第7条 監査員は、監査の着手に当たり、会員に別紙様式による監査員証を提示するものとする。

(監査事実の確認)

第8条 監査員は、監査で把握した業務運営状況等について、当該会員との間で事実認識を確認するものとする。

(監査結果の報告)

第9条 監査員は、監査の結果を、会長に対して書面により報告し、決裁を受けなければならない。

(監査結果の通知)

第10条 協会は、前条の規定により会長の決裁を受けた監査結果を、当該会員に対して書面により通知するものとする。

(処理報告)

第11条 協会は、監査の結果に基づき、会員に対し事項を定めてその処理に関する報告書の提出を求めることができる。

- 2 前項の規定による報告を求められた場合には、当該会員は、協会の指定する期日

までにその処理に関する報告書を協会に提出しなければならない。

附則

この規則は、2018年10月24日から施行する。

附則（2020年4月24日決議）

この規則は、2020年5月1日から施行する。

（別紙様式）

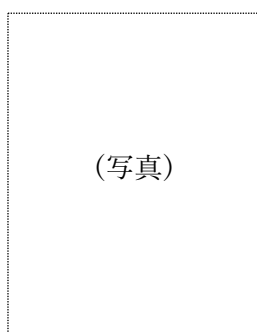
監査員証

（表面）

監査員証

No.

下記の者は、協会の監査員であることを証明する。



所属部署 _____

氏名 _____

年 月 日
一般社団法人 日本暗号資産取引業協会
会長 ㊟

(裏面)

所持心得

1. 監査員は、監査の着手に当たり、正会員に本証を提示するものとする。
2. 監査員は、監査期間中常に本証を携帯するものとする。
3. 本証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
4. 本証を紛失した場合は、速やかに事務局長に届け出なければならない。
5. 監査員は、監査が終了したときは、速やかに本証を事務局長に返却しなければならない。

会員監査に関する規則 (抄)

(監査員の守秘義務等)

第6条 監査員は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 監査に当たっては、常に穏健、冷静な態度を保持し、品位と信用を保つこと。
- (2) 監査は、全て事実に基づいて能率的に行うとともに、事実の認定、意見の表明を行うに当たっては、常に公正であること。
- (3) 職務上知り得た事項を正当な事由なく他に漏らさないこと。

(監査員証の提示)

第7条 監査員は、監査の着手に当たり、会員に別紙様式による監査員証を提示するものとする。